

委託申込書・保証人等明細の書き方

信用保証委託申込書

西暦 〇〇年 〇月 〇日
(どちらかに〇をしてください)

石川県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

フリガナ	〇〇ケンセツ	〒920-0000	TEL (076) 123-1000
法人名	〇〇建設株式会社	本社または住所	フリガナ イシカワケン カナザワシ 〇〇マチ
フリガナ	イシカワ タロウ	石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地	
氏名または代表者名	代表取締役 石川 太郎 ①男 2女	〒920-0000	TEL (076) 123-1001
フリガナ		営業所または工場等	フリガナ イシカワケン ナナオシ 〇〇マチ
商号 (個人の方のみ記入)		石川県 七尾市 〇〇町〇丁目〇〇番地	能登営業所
組織	1 個人 ②株式会社 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人		
資本金	10,000,000 円	常用(役員・家族除く) 7 名	生年月日 西暦 明大 ③ 平令
後継者	1 無 ②有	常用(役員・家族) 3 名	設立年月日 6 4 年 1 月 5 日
業種	(主たる業種) 土木工事業 (従たる業種) 舗装工事業	取扱い品目 (%)	土木工事 80 % その他 20 %
会計処理	①中小企業会計に準拠 ②非準拠 ③会計参与設置 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無		1 無 2 有
許認可等	1 不要 ②有 (当該事業に係る許認可等取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)		
金融機関	〇〇信用金庫 (〇〇 本)	期 間 60 か月	返済方法 ①一括 ②分割
借入金額 (極度額)	1 0 0 0 0 0 0 0 円	円 貸 金 ① 運転資金 8,000 千円	保証料 ① 無
		円 使 金 ② 設備資金 2,000 千円	納 ② 有
調達方法	本 件 10,000 千円 他 借 入 3,000 千円 自己資金 0 千円 そ の 他 0 千円 合計 13,000 千円	※ 本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません。 売上は増加基調となっているが、先行する諸経費支払いに対応するため、本件長期資金を導入することにより、手元資金を増やし資金繰りを安定させたい。併せて老朽化したトラックの入れ替えを行いたく申請するもの。	
業 況 等	R4/6 7,432 千円 R4/10 9,345 千円 R5/2 8,678 千円 R4/7 7,654 千円 R4/11 7,678 千円 R5/3 9,567 千円 R4/8 7,345 千円 R4/12 8,234 千円 R5/4 9,123 千円 R4/9 8,567 千円 R5/1 7,321 千円 R5/5 9,678 千円	申込時 (入金) 8,765 千円 時 間 ① 滞納なし ② 滞納あり 残 金 (入金) 34,567 千円 ※ 非事業性の借入金を除きます	
他 協 会 の 保 証 利 用	① 無 2 有 (信用保証協会) (信用保証協会)		
団信加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 ① 無 2 有		

※ 「保証協会団信」の加入の有無は、保証の諸言・金額査定はまったく関係ありません。

申込人印は不要です。

法人は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。

個人事業主の方で〇〇商店等の商号がある場合はご記入ください。

常用(役員・家族除く)
→雇用形態を問わず、常時勤務している従業員数をご記入ください。
常用(役員・家族)
→常勤役員及び家族従業員数をご記入ください。
臨時(パート含む)
→全くの臨時的な従業員数のみをご記入ください。

※従業員数の記載について、詳しくはこちらをご確認ください。

今回資金が必要となった理由・背景や具体的な資金使途等をご記入ください。また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、左欄の調達方法にご記入ください。

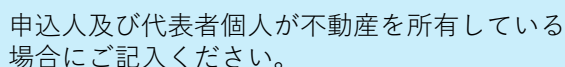
保証人等明細 〇〇年 〇月 〇日

種 別	① 連帯保証人 2 物上保証人
申込人関係	① 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()
氏 名	フリガナ イシカワ タロウ
または 法 人 名	石川 太郎 ①男 2女 (55才)
生 年 月 日	西暦 明大 ③ 平令
住 所	〒920-0000 フリガナ イシカワケン カナザワシ 〇〇マチ 石川県 金沢市 〇〇町〇丁目△△番地 TEL (076) 123-1002
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 8 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 ②有 土地 297.5 ㎡ 建物 264.8 ㎡ 所在地 石川県 金沢市 〇〇町〇丁目△△番地 時価合計 3.9 百万円 預金・その他 8 百万円 負債残高 1.7 百万円
種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()
氏 名	フリガナ
または 法 人 名	1 男 2 女 生 年 月 日 西暦 明大 昭 平 令

団信の加入を希望する場合は、別途「保証協会団信申込書が必要となります。



申込人（企業）概要・信用保証依頼書の書き方



責任共有の対象とならない制度であることを
想定して申込される場合は1に○をご記入
ください。

担保に提供している場合の根抵当権極度額や
抵当権債務残高の合計金額をご記入ください。

借換を含む申し込みの場合は、
こちらをご記入ください。

有担保で申し込まれる場合は、
こちらをご記入ください。

代表者の個人預金その他関係固定性預金がある
場合にご記入ください。

必ず金融機関ご担当者が申込人にご確認
のうえ、ご記入ください。

[illegible]

個人情報の同意書の書き方・よくある質問

個人情報の取扱いに関する同意書

令和
西暦 〇 年 〇 月 〇 日

石川県信用保証協会 行

住 所 石川県金沢市〇〇町〇丁目〇番地
氏 名 石川 太郎 (印)

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

- ①信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること
- ②貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報(過去のものを含む)を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること
- ③保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること
- ④将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと
(今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む)

記

個人情報の取扱いについて

石川県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ①個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ②個人情報情報センターから提供を受けた情報であってお客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的のために利用しないこと
- ③お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

- ①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、他の信用保証協会利用状況、返還保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ②就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報

<利用目的>

- ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用の提案
- ②保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨求償権の行使
- ⑩その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以 上

協会使用欄			
検		係	
印			

記入日をご記入ください

個人の住民登録上の住所をご記入ください

個人用の印鑑を押印ください
※認印でも可

この表記があるものが
包括同意の書式です
(R3.4.1以降のもの)



よくある質問

Q：個人情報の同意書は保証ごとに必要ですか？

A：保証ごとに出していただく必要はありません。

→R3年4月よりお客様ごとの包括同意(初回の同意が今後発生した保証まで及ぶ同意)の書式となっておりますので、2回目申込以降のご提出は不要です(初回到二本以上の申込をされる場合も1枚で足りります)。

Q：保証人非徴求の場合にも代表者の個人情報の同意書は必要ですか？(法人で申込の場合)

A：必要です。

→申込人や保証人だけでなく、代表者さまの個人情報もお取扱いさせていただいておりますので、保証人非徴求の場合でも個人情報の同意書の提出が必要となります。



「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 提出が必要な場合は？



申込金融機関が経営者さまに対して、経営者保証を不要とする取扱いについて説明を行ったうえで、保証人になる意思を確認したことを保証協会でも確認するためのものです。

そのため、**そもそも保証人を徴求しない場合（個人債務者等）は本紙の提出は不要となります。**

【記載例】

信用保証協会	
「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	
確認チェック ✓	本紙の内容を申込人〔法人名： 〇〇建設株式会社 〕 に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。 （確認日 令和〇年〇月〇日 金融機関確認者 石川 ）。 ※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック（ ☒ ）を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。
1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）	
信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。	
類型	要件
金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証（経営者保証）に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。

当協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、適切な対応を実施しています。

本ガイドラインの詳細については、日本商工会議所（<https://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

「受注工事高状況」はどのような場合に提出が必要？



建設業の許可をお持ちでない場合に提出をお願いいたします。

建設業を営む方は、下記の許可を受ける必要があります。

- ・二つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置し、その事業を営もうとするとき
→国土交通大臣の許可
- ・一つの都道府県の区域内のみに営業所を設置し、その事業を営もうとするとき
→都道府県知事の許可

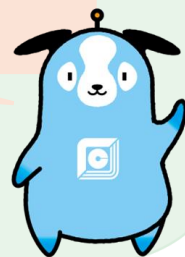
※例外として小規模な工事のみを請け負う場合には、必ずしも許可を受けなくてもよいとされています。

小規模な工事とは？

工事一件の請負代金の金額が

- ①建築一式工事では→・1,500万円に満たない工事
・延べ面積が150㎡に満たない工事
- ②建築一式工事以外の建設工事では→・500万円に満たない工事

「受注工事高状況」は、建設業許可をお持ちでない事業者さまが許可を要しない小規模な工事のみを行っていることを確認させていただくために提出をお願いしております。



創業申込のポイントは？



次の①②いずれかを満たす必要があります

① 事業に客観的に着手している事実があること (客観的着手資料の提出)

<客観的着手資料の例>

◆法人の場合：商業登記簿謄本（写）

◆個人の場合：次のいずれか（写）

①税務署への開業届

(開業日以降に届出たもの)

②事業用建物の賃貸借契約書

③商品の発注書等

税務署受付印または電子受付の表示があるもの

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地	☐ 住所地・ ☐ 居所地・ ☐ 事業所等(該当するものを選択してください。)	
	(〒 -) (TEL - -)	
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)	
フリガナ	氏名	生年 月 日生
		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和
個人番号	フリガナ 番号	
職業	フリガナ 番号	

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	☐ 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。)	
	住所	氏名
	事務所・事業所の ☐ 新設・ ☐ 増設・ ☐ 廃業(事由)	
	(事業の引継ぎ(譲渡)による場合は住所)	
所得の種類	☐ 不動産所得・ ☐ 山林所得・ ☐ 事業(農業)所得(全部・一部) ()	
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等があった日	年 月 日
事業所等	新増設、移転後の所在地	(電話)
新増設、移転、廃止した場合	移転・廃止前の所在地	

② 客観的着手資料はないが、創業に係る具体的な計画を有する

個人：融資実行日の1か月以内 法人：2か月以内

◆所定の様式「創業・再挑戦計画書」の提出

◆保証審査時の面談が必要になります

この他、制度や要件によって下記の書類(写)が必要になります。

◆定款（法人の場合）

◆事業を営んでいないことを証するものとして、前年度の所得証明または源泉徴収票

◆自己資金の確認資料

経営者保証を不要とする取扱いについて

金融機関連携型

- 申込金融機関において経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある(もしくは保証付融資と同じタイミングで上記プロパー融資を行う)
- 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- 直近決算において債務超過でない
- 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認しているなど

添付書類

[「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書](#)

財務要件型

- 「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります
- 純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など

担保充足型

- 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

上記3類型に該当しない場合、下記の制度をご検討ください

保証料上乘せによる制度

- 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)
＜各信用保証制度と組み合わせて利用できます＞
- 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)
【取り扱い期間】令和6年3月15日～令和9年3月31日

詳しくは
次ページへ

添付書類

[事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書](#)

その他

- プロパー融資借換特別保証制度
- 流動資産担保融資保証制度(ABL保証)
- スタートアップ創出促進保証制度(創業法人が対象)
…など、保証制度独自の免除対応もございます。



保証料上乘せにより経営者保証を不要とできる制度

経営者保証ガイドラインの3要件(①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保)の一部を充足していない場合であっても、保証料の上乗せという代替的手法により経営者保証を解除できるスキームです。

●事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

各信用保証制度と組み合わせて利用できます

●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

【取り扱い期間】令和6年3月15日～令和9年3月31日

横断的制度の周知推進のため、時限的に保証料の一部補助を付与した制度です

上記2制度はいずれも同じ要件です。下記添付書類をご利用ください。

添付書類

事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書

従来の金融機関連携型(経営者保証GL対応)との要件比較

	金融機関連携型	事業者選択型
①法人・個人の分離	①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている※ ②法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与・配当・貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない※	①直前の決算において代表者(※1)への貸付金その他の金銭債権(※2)がないこと ②代表者(※1)への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない(※1)「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。 (※2)「貸付金」以外の金銭債権(仮払金・未収入金等)も含み、事業の実施に必要なもの及び少額のものは除く。
②財務基盤の強化	次の①②両方に該当する ①直近の決算期において債務超過ではない ②直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	次の①②いずれかに該当する ①直前の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと
③経営の透明性の確保	適時適切に財務情報等が提供されている※	過去2年間に於いて決算書等を当該金融機関の求めに応じて提出している
その他の要件等	申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資があることが必要	①「法個分離」と「経営の透明性の確保」については継続的に充足することを誓約する書面を提出している ②中小企業者が保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを希望している
保証料率	上乘せなし	所定の保証料率に、「②財務基盤の強化」にかかる要件を両方満たす場合は0.25%、どちらか一方のみを満たす場合は0.45%の上乗せを行う(2期決算がない場合は0.45%の上乗せ)。

※ 金融機関連携型の申込金融機関の判断で可